

平成 28 年度 第 10 回東区協議会次第

日時：平成 29 年 1 月 23 日（月）午後 1 時 30 分から

会場：東区役所 3 階 31・32 会議室

1 開会

2 会長あいさつ

3 議事

(1) 協議事項

- | | |
|----------------------------|---------|
| ア 平成 28 年度地域力向上事業の中間評価について | 【区振興課】 |
| イ 浜松東部保健福祉センターの開館時間の変更について | 【健康増進課】 |
| ウ 東区協議会の会議の公開に関する要綱の改正について | 【事務局】 |

(2) 地域課題について

東区協議会委員会報告

4 その他

(1) 東区の取り組みについて

(2) その他

(3) 2 月の開催予定 平成 29 年 2 月 28 日（火）午後 1 時 30 分から

会場 東区役所 3 階 31・32 会議室

5 閉会

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	平成 28 年度地域力向上事業（助成事業）の中間評価について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>地域力向上事業は、住みよい地域社会を実現するため、区民の参加と協働により区の特性を活かした事業や課題を解決する事業です。</p> <p>○市民提案による住みよい地域づくり助成事業 団体の提案の基づき、市が公益上の必要性を認め、団体が自主的に取り組む事業に対し、市から補助金を交付することで、効果が期待できる事業</p>				
対象の区協議会	東区				
内 容	<p>○平成 28 年度実施の市民提案による住みよい地域づくり助成事業の中間評価及び実施中の事業について報告を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価件数（事業完了分） 3 件 ・報告件数（実施中事業） 6 件 <p>中間評価及び実施中の事業の内容については、別紙のとおり。</p>				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	今回評価を行わない 6 件については平成 29 年 5 月に評価を行う予定です。				
担当課	東区・区振興課	担当者	鈴木忠・小杉	電話	424-0115

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

平成28年度 地域力向上事業 中間評価

【助成事業】

(円)

No.	事業名	団体名	実施 状況	評価				市執行額 (補助金額)
				東区らしさ	達成度	支援の 必要性	費用対 効果	
1	中野町煙火大会2016	中野町煙火大会実行委員会	完了	A	A	B	B	1,850,000
2	有玉伝統文化継承事業 (流鏝馬・獅子舞)	有玉伝統文化継承事業流鏝馬実行委員会	完了	A	A	B	B	174,000
3	なかのま市	中野町を考える会	完了	A	A	B	A	150,000
4	遊休農地を利用してそば作りで地域の活性化	地域の食の自給率を上げる会	実施中					106,000
5	地域の若者の未来を考える講演会	東区自治会連合会	実施中					96,000
6	役立ち防災講座の開催と「津波てんでんこ」講演及び紙芝居上演会	NPO法人積志かがやきカフェ	実施中					140,000
7	未来につなぐー地域と人・歴史ー東区の魅力冊子作成	みらいネット浜松	実施中					551,000
8	旧鈴木家収蔵品の展示	旧鈴木家屋敷跡地活用協議会	実施中					91,000
9	「おんな城主直虎」応援事業	笠井だるま市保存会	実施中					84,000
							合計	3,242,000

地域力向上事業の評価基準について

評価項目		評価及び判断基準		
東区らしさ	評価	A 高い	B 普通	C 低い
	判断基準	・事業の実施にあたり、各区固有の人材、資源などを活かしたか。より発展、強化させることに繋がったか。		
事業目的の達成度	評価	A 高い	B 普通	C 低い
	判断基準	・提案時点で掲げた目的をどの程度達成したか。		
財政支援の必要性	評価	A 高い	B 普通	C 低い
	判断基準	・市が補助金を支出して支援を行う必要性（財政面で市の支援を必要とする事業であるかどうか）		
費用対効果	評価	A 高い	B 普通	C 低い
	判断基準	・事業実施により得られた効果と、かかる経費のバランスは適切か。		

助成事業 No.1

< 平成28年度 > (東区 区振興課)

現 状 完 了

事業名	中野町煙火大会2016																																						
実施団体名	中野町煙火大会実行委員会																																						
事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の夏の風物詩としての煙火大会に、文化振興事業、スポーツ大会等を組み合わせた地域の一大イベントとして定着・発展させる。 ・地域の親睦を図り、明るく住みよい地域づくりを行う。 ・次世代を担う若者の発掘を進める。 ・高齢者の主体的な活動により健康力向上と地域を支える役割の創出をする。 ・東区民のふれあいの場を創出する。 																																						
事業の成果 (内容)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">内容</th> <th style="width: 15%;">実施日</th> <th style="width: 20%;">会場</th> <th style="width: 35%;">参加者数など</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>少年少女サッカーフェスティバル</td> <td>7月16日、17日</td> <td>浜松球's倶楽部</td> <td>16チーム151人+観客190人</td> </tr> <tr> <td>輪投げ大会</td> <td>7月20日</td> <td>天竜協働センター</td> <td>72人+役員</td> </tr> <tr> <td>グラウンドゴルフ大会</td> <td>7月27日</td> <td>天竜川河川敷</td> <td>84人+役員</td> </tr> <tr> <td>ファミリーバドミントン</td> <td>7月31日</td> <td>中ノ町小学校</td> <td>9チーム 72人</td> </tr> <tr> <td>よさこい踊り</td> <td>8月14日</td> <td>天竜川河川敷</td> <td>若者有志 30人</td> </tr> <tr> <td>煙火大会</td> <td>8月14日</td> <td>天竜川河川敷</td> <td>観客 約4万人</td> </tr> <tr> <td>天竜川河川敷クリーンアップ活動</td> <td>8月15日</td> <td>天竜川河川敷</td> <td>270人</td> </tr> <tr> <td>演芸大会</td> <td>10月30日</td> <td>竜西荘</td> <td>221人</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・少年少女サッカーフェスティバル 東区長杯争奪少年少女サッカーフェスティバルとして、東区全域から参加チームを募集し、2日間実施した。プロフットサルチーム「アグレミーナ浜松」の協力を得て、サッカー教室も実施。子どもたちに大変人気であった。今年度はフットサルになったため、1チーム5人制となった。参加チームは16チームとなり昨年から倍増した。 ・煙火大会(よさこい踊り) 夏の風物詩として、約4万人の人に見られている。さらに、よさこい踊りなども組み合わせた地域の一大イベントとして発展させている。準備、運営、片付けに参加してくれる地元の若者は年々増え、次世代を担う若者が積極的に地域に関わっている。 ・クリーンアップ活動は、中ノ町地区の住民を中心とした270人が参加し、天竜川河川敷の清掃活動を行った。 ・演芸大会は、221人の参加者(蒲24、笠井21、豊西3、和田25、長上48、中ノ町25、積志75)が、カラオケ、ダンス、体操、楽器の演奏などを楽しみ、交流した。 			内容	実施日	会場	参加者数など	少年少女サッカーフェスティバル	7月16日、17日	浜松球's倶楽部	16チーム151人+観客190人	輪投げ大会	7月20日	天竜協働センター	72人+役員	グラウンドゴルフ大会	7月27日	天竜川河川敷	84人+役員	ファミリーバドミントン	7月31日	中ノ町小学校	9チーム 72人	よさこい踊り	8月14日	天竜川河川敷	若者有志 30人	煙火大会	8月14日	天竜川河川敷	観客 約4万人	天竜川河川敷クリーンアップ活動	8月15日	天竜川河川敷	270人	演芸大会	10月30日	竜西荘	221人
内容	実施日	会場	参加者数など																																				
少年少女サッカーフェスティバル	7月16日、17日	浜松球's倶楽部	16チーム151人+観客190人																																				
輪投げ大会	7月20日	天竜協働センター	72人+役員																																				
グラウンドゴルフ大会	7月27日	天竜川河川敷	84人+役員																																				
ファミリーバドミントン	7月31日	中ノ町小学校	9チーム 72人																																				
よさこい踊り	8月14日	天竜川河川敷	若者有志 30人																																				
煙火大会	8月14日	天竜川河川敷	観客 約4万人																																				
天竜川河川敷クリーンアップ活動	8月15日	天竜川河川敷	270人																																				
演芸大会	10月30日	竜西荘	221人																																				
総事業費(円)	15,077,521	補助金額(円)	1,850,000																																				
評価	項目	ランク																																					
		A	B	C																																			
	1) 東区らしさ	(高い)	普通	低い																																			
	2) 事業目的の達成度	(高い)	普通	低い																																			
	3) 財政支援の必要性	高い	(普通)	低い																																			
4) 費用対効果	高い	(普通)	低い																																				
意見等																																							
<ul style="list-style-type: none"> ・煙火大会やスポーツイベント等は、東区の市民レベルの一大イベントとして定着している。地域コミュニティづくりに関する事業、文化・スポーツの振興に関する事業及び健康・福祉の向上に関する事業である。 ・H25から少年少女サッカーフェスティバルを東区全域を対象とした東区長杯として実施、現在、全てのスポーツ大会が東区全域を対象としており、東区全体のイベントとして定着している。 ・プロフットサルチーム「アグレミーナ浜松」にも協力いただく中で、少年少女サッカーフェスティバルを開催、交流を広めた。 ・これらのイベントは、地域の方々の力を結集して実施しており、中ノ町地区にとどまらず、東区の活性化に繋がる事業である。 ・煙火大会においては、引き続き、緊急車両の通路の確保などについて、安全への配慮を最大限行いつつ実施していく必要がある。 																																							

助成事業 No.2

< 平成28年度 > (東区 区振興課)

現 状	完了
-----	----

事業名	有玉伝統文化継承事業(流鏑馬・獅子舞)			
実施団体名	有玉伝統文化継承事業流鏑馬実行委員会			
事業の目的	徳川家康公から有玉の高林家に馬を寄進されたことから、流鏑馬が行われるようになった。獅子舞を含め、400年の歴史を引き継ぐ伝統文化として、より多くの市民に知ってもらい、地域を担う若者に継承していきたい。今後も区民の交流や魅力ある区づくり、まちづくりに寄与するために活動する。			
事業の成果 (内容)	<p>【内容】 流鏑馬、獅子舞の伝統行事の実施。今年度は、積志地区の児童が流鏑馬行事のナレーションを担当した。また、流鏑馬の馬を使用した乗馬体験を行った。 併せて、有玉小と積志小の児童に、流鏑馬等、伝統文化に関する絵をかいてもらい、境内に展示する。</p> <p>【成果】 実施日：平成28年10月9日(日) 会 場：有玉南町 有玉神社 来場者：約3,000人</p> <p><流鏑馬>一の馬、二の馬、三の馬と3頭の馬を用いる元来の実施形態で、一番の矢から三番の矢を的に向かって交互に射ち、勝敗を競った。かみしもを着用してナレーションを担当した児童6人は、2ヶ月間、ナレーションの練習や歴史の勉強を行った。 <子ども相撲>元々は、流鏑馬の勝負がつかない場合に大人が相撲で勝敗を決めていたが、近年ではその名残として、児童が相撲を行い勝敗を競っている。 <獅子舞>獅子舞の笛や太鼓は児童12人も練習し、小学生による獅子舞も披露した。 <絵画展>有玉小学校・積志小学校の児童に流鏑馬等、伝統文化に関する絵を描いてもらい、全てを会場に掲示した(183枚)。 <乗馬体験>子どもを中心とした126人が流鏑馬の馬を使用した乗馬体験をした。</p>			
総事業費(円)	459,248	補助金額(円)	174,000	
評 価	項 目	ランク		
		A	B	C
	1) 東区らしさ	(高い)	普通	低い
	2) 事業目的の達成度	(高い)	普通	低い
	3) 財政支援の必要性	高い	(普通)	低い
	4) 費用対効果	高い	(普通)	低い
意見等				
<p>・徳川家康公に由来する流鏑馬と獅子舞を組み合わせた有玉地域の伝統文化を、次世代に伝えるべく実施しており、文化振興事業、地域コミュニティづくり事業である。今年度は、積志地区の児童による流鏑馬行事のナレーション、流鏑馬の馬への乗馬体験を通じ、児童により深く伝統文化を伝え、継承する内容が加わっている。</p> <p>・伝統文化に関する児童の絵画展などを実施し、複数の手段で、地域文化に触れ、再認識するきっかけづくりとなっている。</p> <p>・地域と学校(児童)が連携することで、地域の伝統文化を継承することができる事業である。今後、中学生や高校生など若者と連携し、地域の伝統文化に触れる機会を増やし、地域の交流がさらに進むことを期待する。</p>				

助成事業 No.3

< 平成28年度 > (東区 区振興課)

現 状 完 了

事業名	なかのま市			
実施団体名	中野町を考える会			
事業の目的	地域住民の交流と地域活性化を図り、福祉向上に寄与し、更に、東海道を歩く来訪者へ街道観光としての地域PRを行う。イベント開催を通じて、地域住民に対し地域活性化のイメージを、主催団体や街道観光客と共有を図る。			
事業の成果 (内容)	<p>【なかのま市の開催】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施日:平成28年6月4日(土) ・会 場:まっし蔵(中野町にある伊豆石の蔵) ・来場者:約2,000人 <p><内容および成果について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・広場では地元出店者の手作り品、農産物や地産品、地元の復刻名物「はりつけ餅」の販売を行った。来場者には好評であり、地元の魅力発信に役立つ形となった。 ・イベントステージでは子供向けの紙芝居や静岡文化芸術大学生の演劇を上演した。 ・蔵の内部では、地域の歴史文化を紹介するため、昔の町の様子を撮影した写真展を開催した。多くの来訪者に好評を博し、まちの歴史や文化を対外的にPRする良い機会となった。 ・イベントを通じ、住民同士のコミュニケーションが深まり、また、手作り品を介しての新しい出会いもあり、子供から大人まで楽しめる場となった。また、入場者、出店者、主催者ともに楽しみ、満足できるイベントとなっていた。 ・今回、イベントの開催をJRのさわやかウォーキングと同日にしたため、より多くの方に地域の魅力を発信することが出来た。 <p>・当初は複数の会場を設け、まちなかを回遊できるよう計画したが、出店者数とスタッフの人的制約から1箇所開催となり、やや広がり欠いた。しかし、より多くの来場者が見込まれる場所に全ての店舗やステージが集約されたことで、結果、効果的なPRができた。多くの参加者等から好評を受け、定期的な開催を望む声が多く寄せられる結果となった。</p> <p>・まち歩きマップについて「なかのま市」以外でも配布を続け、8月末までに5,000部を配布した。</p>			
総事業費(円)	324,572	補助金額(円)	150,000	
評 価	項 目	ランク		
		A	B	C
	1) 東区らしさ	(高い)	普通	低い
	2) 事業目的の達成度	(高い)	普通	低い
	3) 財政支援の必要性	高い	(普通)	低い
	4) 費用対効果	(高い)	普通	低い
意見等				
<p>・中野町に、町民や来訪者が散策中に立ち寄る場所を作り、同時に地域の歴史文化を紹介する事業内容であり、地域コミュニティづくりに関する事業、文化振興事業及び地域の特性を活かしたまちづくり事業である。</p> <p>・地元出店者の手作り品や地産品、地元の復刻名物「はりつけ餅」の販売を行い、大勢の人に地域の魅力発信が行われた。</p> <p>・蔵の内部では、昔の町の様子を撮影した写真展を開催し、地域の歴史文化もPRできている。</p> <p>・多くの地元住民がイベントの開催を手伝っており、イベントを通じて住民同士のコミュニケーションが深まった。また、子供から大人まで楽しめる場となり、来場者には非常に好評で、「また開催して欲しい」という声も多く聞かれた。</p>				

助成事業 No.4

< 平成28年度 > (東区 区振興課)

現 状	実施中
-----	-----

事業名	遊休農地を利用してそば作りで地域の活性化			
実施団体名	地域の食の自給率を上げる会			
事業の目的	色々な事情で農地を管理できないことは、地域にとって決して好ましいことではない。これらの農地を借りて、地域の有志の協力でそばを栽培し、地域の交流を行う。また、北遠地区の方々と交えてそば打ちを行い、各種団体との交流を図ること。			
事業の成果 (内容)	<p>【そばの栽培】 6月～8月 遊休農地を耕作 9月中旬 種まき 12月上旬 収穫 (毎回会員数人が参加)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域にある遊休農地のうち、約1,500㎡を利活用することができた。収穫量は約20kgであった。 ・現在、原そばの製粉を行っている。 <p><今後の予定></p> <ul style="list-style-type: none"> ・そば打ち体験会 今後、学校の協力を得る中で、そば打ちの体験会を実施する。 そば打ちの講師を北遠の団体に依頼して、北遠との交流も図っていく。 平成29年2月13日に中ノ町小学校で実施予定(3・4時間目) 平成29年2月15日に天竜協働センターで実施予定 			
予定総事業費(円)	265,500	予定補助金額(円)	106,000	
評 価	項 目	ランク		
		A	B	C
	1) 東区らしさ	高い	普通	低い
	2) 事業目的の達成度	高い	普通	低い
	3) 財政支援の必要性	高い	普通	低い
	4) 費用対効果	高い	普通	低い
意見等				

助成事業 No.5

< 平成28年度 > (東区 区振興課)

現 状	実施中
-----	-----

事業名	地域の若者の未来を考える講演会			
実施団体名	東区自治会連合会			
事業の目的	幅広い年代を対象とした講演会を開催し、次世代を担う若者が健やかに成長するために、地域が、家庭が、できることは何かを、皆で考えるきっかけづくりをする。その結果、子どもたちの成長を地域社会で見守るという意識が生まれ、地域の連携が強まる。			
事業の成果 (内容)	<p>第1回講演会開催 日 時 平成28年6月12日(日) 14:00～15:30 会 場 浜松市総合産業展示館 北館4階 1号ホール 講 師 キャリア・アドバイザー 鈴木 まり子 氏 聴講者 学校保護者、学校関係者、自治会関係者等 222人 テーマ 親が子どもの進路を豊かにする5つのコツ</p> <p><参加者の声> ・すごく分かりやすい講演内容でした。参加者同士で意見を話し合う形式は、主体的に考えることが出来て良かったです。 ・時代によって変わる価値観と、普遍的な子どもへの対応の仕方を教えていただき、大変参考になりました。</p> <p><今後の予定> 第2回講演会開催 日 時 平成29年1月29日(日) 14:00～15:30 会 場 浜松市総合産業展示館 北館4階 1号ホール 講 師 大日本報徳社講師 石野 茂子 氏 聴講者 学校保護者、学校関係者、自治会関係者等 テーマ 二宮金次郎に学ぶ今を生きる知恵</p>			
予定総事業費(円)	240,000	予定補助金額(円)	96,000	
評 価	項 目	ランク		
		A	B	C
	1) 東区らしさ	高い	普通	低い
	2) 事業目的の達成度	高い	普通	低い
	3) 財政支援の必要性	高い	普通	低い
	4) 費用対効果	高い	普通	低い
意見等				

助成事業 No.6

< 平成28年度 > (東区 区振興課)

現 状	実施中
-----	-----

事業名	役立ち防災講座の開催と「津波てんでんこ」講演及び紙芝居上演会			
実施団体名	NPO法人積志かがやきカフェ			
事業の目的	浜松市の支援先である大船渡市への支援活動を継続して実施していくとともに、防災カフェや防災講演会を展開することによって、住民の防災意識の高揚、防災機能のレベルアップを図り、地域に根ざした防災対応、安全安心な町づくりの推進を行うこと。 また、災害発生時、救援活動の担い手として期待される小学校高学年・中・高校生にも積極的に参加を促し、地域の救援活動に貢献することの大切さを学んでもらい、非常時の即戦力になれるよう育成していくこと。			
事業の成果 (内容)	<ul style="list-style-type: none"> ・「津波てんでんこ」講演及び紙芝居上演会 日 時:平成28年7月17日(日)10:00～12:00(会場:積志協働センター) テーマ:第1部「熊本地震から学ぶ危機管理」、第2部「紙芝居で綴る ～津波てんでんこの教え～」 講 師:第1部:浜松市職員(東区健康づくり課)、第2部:大船渡津波伝承館理事 横道 毅 氏 聴講者:92人 ・災害用グッズづくり講座の開催 身近にある物を使って、災害用グッズを作る手作り講座を開催する。 実施日:平成28年9月27日(火)(会場:有玉北町 珈楽庵) テーマ:「簡単五徳の作り方・使い方、家庭防災用品の必要な物」 参加者:15人 ・防災バーベキューの開催 バーベキューを通して、災害生活に必要な火起こし、炊き出し、協力精神等を学ぶ講座の開催 日 時:平成28年11月10日(木)15:00～(会場:積志地区・小島公会堂前広場) 内 容:①ツナ缶ランプづくりと実践(いざという時に役立つグッズ作り)、②火おこし体験 ③災害時ごはんづくり、④防災バーベキュー体験 参加者:15人 ・防災カフェの開催 実施日:平成28年12月6日(火)(会場:有玉北町 珈楽庵) テーマ:「HUG(避難所運営ゲーム)を体験する」 参加者:14人 <p><今後の予定> ・防災カフェの開催(2月7日)</p>			
予定総事業費(円)	351,000	予定補助金額(円)	140,000	
評 価	項 目	ランク		
		A	B	C
	1) 東区らしさ	高い	普通	低い
	2) 事業目的の達成度	高い	普通	低い
	3) 財政支援の必要性	高い	普通	低い
	4) 費用対効果	高い	普通	低い
意見等				

助成事業 No.7

< 平成28年度 > (東区 区振興課)

現 状	実施中
-----	-----

事業名	未来につなぐ ―地域と人・歴史― 東区の魅力冊子作成			
実施団体名	みらいネット浜松			
事業の目的	東区6地区の後世に伝えたい歴史や伝統ある遺産、様変わりするまちの現状を冊子にし、地域の宝をみんなで大切にしようという意識を高める。また、小・中学生の校外学習ガイドブックとして使用し「伝統を守る心」を醸成する。			
事業の成果 (内容)	<p>○地域紹介冊子の作成(カラー印刷、90頁前後、A5版)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・持ちやすいサイズで1地区20か所と項目を多くし、誰もが訪れやすいよう地図掲載した冊子。(1,000部) ・調査研究は、地域の人からの聞き取りや、既存の資料を検証しながら、より関心の深まる事柄を正確に編集し、寺社仏閣など遺物だけでなく、伝承民話、古木、古民家など地域に関わる文化遺産、更に未来につなぐ新しい施設など、まちを暮らしという広い視野でとらえていく。 ・学校・協働センター・市施設・自治会・協力関係者などに300部程度無料配布する。 <p>10月～12月 候補場所への現地調査を行う。各地区3人～5人のチームで調査し、月3回程度全体で打合せをする。 12月末現在、現地調査と説明文の第1稿が完成</p> <p><今後の予定> 1月末～2月初め 試作品が完成予定 その後、各所に確認依頼を行い、完成品を作成する。</p>			
予定総事業費(円)	1,102,400	予定補助金額(円)	551,000	
評 価	項 目	ランク		
		A	B	C
	1) 東区らしさ	高い	普通	低い
	2) 事業目的の達成度	高い	普通	低い
	3) 財政支援の必要性	高い	普通	低い
	4) 費用対効果	高い	普通	低い
意見等				

助成事業 No.8

< 平成28年度 > (東区 区振興課)

現 状	実施中
-----	-----

事業名	旧鈴木家収蔵品の展示			
実施団体名	旧鈴木家屋敷跡地活用協議会			
事業の目的	中郡町に室町幕府の時代から続く、浜松地方を代表する庄屋・旧鈴木家屋敷跡地がある。旧鈴木家のたたずまい、その収蔵品を展示することにより、広く市民に観ていただき、古の人々の暮らしを思い、歴史の中の現代を感じ、故郷への思いを深くする。			
事業の成果 (内容)	<p>※現在、展示を実施中</p> <p>【旧鈴木家屋敷収蔵品の展示】 期間：平成29年1月10日(火)～1月31日(火)(土・日・祝は除く) 9:00～17:00 会場：東区役所1階市民ホール</p> <p><旧鈴木家について> 浜松市東区中郡町に、室町幕府の時代から続く、浜松藩主に単独で拝謁がゆるされた「独礼庄屋」の筆頭である旧鈴木家屋敷跡地が存在する。屋敷跡には、屋敷門や母屋、納屋、弓道場などの建物が残存しており、地域の有力者であった鈴木家の風格を今に伝えている。平成22年には、屋敷跡地が「地域の憩いの場・集いの場」として活用されることを目的に、所有者から市へと寄附された。2013年、2014年に発掘調査が行われた際、飛鳥時代から鎌倉時代にかけての遺構や遺物が見つかり、万斛西遺跡として県文化財に登録された。現在は、市によって憩いの場としての設計が進められている。</p> <p><展示内容> ・鈴木家歴史コーナー(歴史年表、1,500点の収蔵品のうち一部を展示) ・発掘調査コーナー(屋敷跡地から出土した遺物) ・古文書コーナー(家康の側室である阿茶局の記述文) ・現代・未来コーナー(旧鈴木家の現在の様子と未来構想について)</p>			
予定総事業費(円)	183,624	予定補助金額(円)	91,000	
評 価	項 目	ランク		
		A	B	C
	1) 東区らしさ	高い	普通	低い
	2) 事業目的の達成度	高い	普通	低い
	3) 財政支援の必要性	高い	普通	低い
	4) 費用対効果	高い	普通	低い
意見等				

助成事業 No.9

< 平成28年度 > (東区 区振興課)

現 状	実施中
-----	-----

事業名	「おんな城主直虎」応援事業			
実施団体名	笠井だるま市保存会			
事業の目的	松島十湖は井伊家と縁がある。直虎に関する俳句や写真の展示等を実施し「おんな城主直虎」を盛り上げるとともに、北区との連携を図っていく。また、東高校の学生も運営に参加するため、若者との交流が見込まれ、世代間交流が図られる。			
事業の成果 (内容)	<p>※現在、事業結果等を集計中です。</p> <p>実施日:平成29年1月10日(火) 会 場:笠井町福来寺だるま会館、境内、旧笠井郵便局</p> <p>○井伊直虎にちなんだ俳句や写真等の展示 ・直虎にちなんだ俳句100選(東区・北区の俳句会が参加) ・東高校学生による直虎に関する写真や俳句、書道部による直政の生涯についての展示 ・牧野良香氏の書「直虎」 ・熊谷光夫氏の直虎版画展 ほか</p>			
予定総事業費(円)	168,912	予定補助金額(円)	84,000	
評 価	項 目	ランク		
		A	B	C
	1) 東区らしさ	高い	普通	低い
	2) 事業目的の達成度	高い	普通	低い
	3) 財政支援の必要性	高い	普通	低い
	4) 費用対効果	高い	普通	低い
意見等				

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項								
件 名	浜松市東部保健福祉センターの開館時間の変更について								
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>背景：本施設は健康相談及び保健指導並びに健康診査などに利用している施設であるが、平成26年4月から本施設に勤務していた職員を区役所に集約し区役所での保健指導など市民サービスの向上を図ってきた。</p> <p>経緯：職員が常駐していない施設であるが、幼児健康診査及び妊娠期健康講座等の母子保健の事業は、継続して本施設で実施するものの、これらの事業はあらかじめ実施日時や対象者が決められていることから、事業実施時間にあわせて開館時間を変更することとした。</p>								
対象の区協議会	東区協議会、南区協議会								
内 容	<p>・浜松市東部保健福祉センターの開館時間を次のとおり変更するため、「浜松市保健福祉センター条例」の一部改正を行う。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>現行の開館時間</th> <th>改正後の開館時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午前8時30分から 午後5時まで</td> <td>午前9時から 午後4時30分まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>・施行日：平成29年4月1日</p>					現行の開館時間	改正後の開館時間	午前8時30分から 午後5時まで	午前9時から 午後4時30分まで
現行の開館時間	改正後の開館時間								
午前8時30分から 午後5時まで	午前9時から 午後4時30分まで								
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	議会提案時期：平成29年2月議会に条例改正案を提案								
担当課	健康増進課	担当者	小山東男	電話	453-6130				

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	東区協議会の会議の公開等に関する要綱の改正について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>個人情報保護の観点から、附属機関の会議において「必要な場合に限り、傍聴者の個人情報を求めることができる」ものとして、傍聴手続きの見直しが図られ、該当する「浜松市附属機関の会議の公開に関する要綱第7条」が改正され、平成28年12月15日付けで施行された。それに伴い、浜松市附属機関である東区協議会においても、区協議会の公開に係る「東区協議会の会議の公開等に関する要綱」の改定について協議を行う。</p>				
対象の区協議会	東区				
内 容	<p>東区協議会の会議の公開等に関する要綱（案）を協議し、要綱を改定するもの。 要綱（案）は、別紙のとおり。</p>				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	傍聴に係る手続きの変更				
担当課	東区・区振興課	担当者	鈴木勝久	電話	424-0115

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

東区協議会の会議の公開等に関する要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例施行規則（平成18年浜松市規則第77号。以下「条例施行規則」という。）第6条の規定に基づき、別に定めがあるもののほか、東区協議会の会議（以下「会議」という。）の公開について必要な事項を定める。

（会議の情報の公開）

第2条 会議を開催しようとするときは、当該開催しようとする日の7日前までに会議の日時、会場、議事、会議の公開、非公開、一部非公開の別、傍聴人の定員、傍聴手続、傍聴方法を公表しなければならない。

（傍聴人の定員）

第3条 会議の傍聴人の定員は、東区役所区振興課長が会議開催ごとに定める。ただし、会議の開催に当たり、できるだけ多くの傍聴希望者が傍聴できるよう配慮するものとする。

（傍聴の手続）

第4条 会議を傍聴しようとする者は、~~事前に傍聴の申込みをしなければならない。~~
電話、電子メール又は来庁することにより、あらかじめ東区役所区振興課に傍聴の申込みをするものとする。この場合、傍聴しようとする者の数が前条の定員を超えるときは、先着順で受付を行う。

2 ~~会議を傍聴しようとする者は、住所、氏名及び電話番号等の連絡先を告げ、あらかじめ東区役所区振興課に届け出なければならない。この場合において、傍聴しようとする者の数が前条の定員を超えるときは、先着順で受付を行う。~~

東区協議会会長は、前項の会議を傍聴しようとする者に対し、住所、氏名及び電話番号等の連絡先を求めることができる。

3 ~~前項の規定にかかわらず、傍聴の希望者が多いと見込まれる場合その他特別の事情がある場合には、抽選等他の方法により傍聴人を選出することができる。~~

東区協議会会長は、第1項の傍聴の申し込みをし、傍聴に訪れた者に対し、傍聴券（様式第1号）を交付しなければならない。

4 第1項の規定にかかわらず、傍聴の希望者が多いと見込まれる場合その他特別の事情がある場合には、抽選等他の方法により傍聴人を選出することができる。

（傍聴席以外の席への入場禁止）

第5条 傍聴人は、いかなる理由があっても傍聴席以外の席に入ることができない。

（傍聴席に入ることができない者）

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者

- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、外とう、襟巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、会議の会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第8条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、会議を非公開とする議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第10条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第11条 議長は、傍聴人がこの要綱に反するときはこれを制止し、その命令に従わないときはこれを退場させることができる。

(報道のための傍聴の特例)

第12条 報道関係者が報道のために会議を傍聴する場合には、第4条、第5条及び第8条の規定は、適用しない。

(会議録等の作成)

第13条 区協議会は、会議の公開・非公開の別にかかわらず、会議終了後速やかに会議録を作成しなければならない。

- 2 前項の会議録は、会議の全部記録又は会議の要点記録とする。
- 3 会議録には、発言者の氏名を記載しなければならない。
- 4 区協議会は、会議録のほか、必要に応じて録音テープ等を使用した電磁的記録を作成することができる。この場合において、公開を前提とするときは、あらかじめ委員、参考人等の会議の参加者の了承を得なければならない。

(会議録の記載事項等)

第14条 会議録には、概ね次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催の会場及び日時
- (3) 出席委員、欠席委員、委員以外の出席者及び担当課職員の氏名
- (4) 審議案件等の概略及び審議結果
- (5) 発言内容
- (6) 会議資料の名称及び内容
- (7) 会議の全部記録・会議の要点記録の別及び録音テープ記録の有無
- (8) 会議録の公開・非公開・部分公開の第一次判断
- (9) 会議録の作成者の職氏名
- (10) その他必要な事項

2 会議録には、必要な会議資料を添付するものとする。

(会議録等の公開)

第15条 公開することとなる会議録及び会議資料は、条例施行規則第5条第3項の署名を行った後、速やかに東区役所区振興課に公開のため据え置くとともに、必要に応じて市政情報室での閲覧又は市のホームページへの掲載等により情報提供しなければならない。

2 前項の場合において、会議録又は会議資料の内容に、浜松市情報公開条例（平成13年浜松市条例第32号）第7条に規定する非公開事項に該当する情報が含まれているときにおいても極力公開の範囲を広げるよう努めなければならない。

3 公開の会議の会議録は、すべて公開する。

(細目)

第16条 この要綱に定めるもののほか、会議の公開等に関し必要な事項は、会長が区協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年1月23日から施行する。

様式第 1 号

期日 _____

受付番号 _____

傍 聴 券

東区協議会

浜松市東区協議会の会議の公開等に関する要綱に基づき、次の事項を遵守してください。

- 1 いかなる理由があっても傍聴席以外の席に入らないこと。
- 2 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- 3 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- 4 鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- 5 帽子、外とう、襟巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により東区協議会会長の許可を得たときは、この限りでない。
- 6 飲食又は喫煙をしないこと。
- 7 みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- 8 会議の会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。
- 9 傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に東区協議会会長の許可を得た者は、この限りでない。
- 10 会議を非公開とする議決があったときは、速やかに退場しなければならない。
- 11 すべて係員の指示に従わなければならない。

新旧対照表

東区協議会の会議の公開等に関する要綱の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第4条 <u>会議を傍聴しようとする者は、事前に傍聴の申込みをしなければならない。</u></p> <p><u>2 会議を傍聴しようとする者は、住所、氏名及び電話番号等の連絡先を告げ、あらかじめ東区役所区振興課に届け出なければならない。この場合において、傍聴しようとする者の数が前条の定員を超えるときは、先着順で受付を行う。</u></p> <p><u>3 前項の規定にかかわらず、傍聴の希望者が多いと見込まれる場合その他特別の事情がある場合には、抽選等他の方法により傍聴人を選出することができる。</u></p>	<p>第4条 会議を傍聴しようとする者は、電話、電子メール又は来庁することにより、あらかじめ東区役所区振興課に傍聴の申込みをするものとする。<u>この場合、傍聴しようとする者の数が前条の定員を超えるときは、先着順で受付を行う。</u></p> <p><u>2 東区協議会会長は、前項の会議を傍聴しようとする者に対し、住所、氏名及び電話番号等の連絡先を求めることができる。</u></p> <p><u>3 東区協議会会長は、第1項の傍聴の申し込みをし、傍聴に訪れた者に対し、傍聴券（様式第1号）を交付しなければならない。</u></p> <p><u>4 第1項の規定にかかわらず、傍聴の希望者が多いと見込まれる場合その他特別の事情がある場合には、抽選等他の方法により傍聴人を選出することができる。</u></p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この要綱は、平成29年1月23日から施行する。

浜松市附属機関の会議の公開に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市附属機関の会議の公開について別に定めのあるもののほか必要な事項を定める。

(会議開催情報の公開)

第2条 附属機関の会議の開催に関する情報は、会議を非公開とする場合を含め、すべて事前に公表しなければならない。

2 附属機関を主管する課の長は、附属機関の会議の開催にあたっては、次に掲げる事項を記載した文書を別に定めるところにより情報公開を主管する課の長に提出しなければならない。

(1) 会議の名称

(2) 開催日時

(3) 開催場所

(4) 会議の議題又は内容

(5) 会議の公開・非公開・一部非公開の別（全部又は一部を非公開とする場合には、その理由）

(6) 会議の全部又は一部を会議の当日に非公開とする可能性のある場合においては、その旨

(7) 傍聴者の定員及び傍聴希望者が定員を超えた場合の対応

(8) 傍聴手続

(9) その他必要な事項

3 情報公開を主管する課の長は、各課から提出された会議の予定を次の方法により市民に周知しなければならない。

(1) 市政情報室その他庁舎内での掲示

(2) 市のホームページへの掲載

(原則公開)

第3条 附属機関の運営の透明性を確保するため、会議は、公開を原則とする。ただし、個人情報、法人情報、行政運営情報等の非公開情報（浜松市情報公開条例（平成13年浜松市条例第32号）第7条に規定する非公開情報に該当するものをいう。以下同じ。）を扱う会議は、その全部又は一部を非公開とすることができる。

2 会議の内容の一部に非公開とすべき情報が含まれているときは、必要な範囲で会議を非公開とすることができる。

3 会議の内容の一部に非公開とすべき情報が含まれている場合にあつては、議案の審議順序の変更等を行い、公開できる部分については、極力公開するよう努めなければならない。

(公開の可否の決定)

第4条 前条の規定により附属機関の会議を公開し、又は非公開とする場合は、あらかじめ当該会議の議を経なければならない。

2 附属機関は、会議の全部又は一部を公開しない旨の決定をしたときは、その理由を明らかにしなければならない。

(公開の方法)

第5条 附属機関の会議の公開は、希望する者に当該会議を傍聴させることにより行う。

(傍聴人の定員)

第6条 附属機関を主管する課の長は、会議室の状況などを勘案し、できる限り多くの者に傍聴させるものとし、その都度定員を設けるものとする。

(傍聴の手續)

第7条 附属機関の会議を傍聴しようとする者は、会議を開催する会場の受付で傍聴する旨を告げるものとする。

2 附属機関の長は、前項の傍聴する旨を告げた者に対し、傍聴券(様式第1号)を交付しなければならない。

3 附属機関の長は、第1項の傍聴する旨を告げた者に対し、住所及び氏名を記入した傍聴申込書(様式第2号)の提出を求めることができる。

4 第1項の受付は、附属機関の会議を行う1時間前から開始し、傍聴しようとする者について、先着順に受付を行うものとする。

(傍聴席以外の附属機関の委員席への入場禁止)

第8条 傍聴人は、いかなる理由があっても傍聴席以外の附属機関の委員席に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第10条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 附属機関の会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、外とう、襟巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により附属

機関の長の許可を得たときは、この限りでない。

(5) 飲食又は喫煙をしないこと。

(6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。

(7) 前各号に定めるもののほか、会議の会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第11条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に附属機関の長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第12条 傍聴人は、附属機関の会議を非公開とする議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第13条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第14条 附属機関の長は、傍聴人がこの要綱に反するときはこれを制止し、その命令に従わないときはこれを退場させることができる。

(報道のための傍聴の特例)

第15条 報道関係者が報道のために会議を傍聴する場合においては、第7条、第8条及び第11条の規定は、適用しない。

(細目)

第16条 この要綱に定めるもののほか、附属機関の会議の傍聴に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

2 経過措置期間においては、文中の附属機関を附属機関等に読み替えて適用する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年2月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月15日から施行する。

様式第 1 号

期日 _____

受付番号 _____

傍 聴 券

附属機関名 : _____

浜松市附属機関の会議の公開に関する要綱に基づき、次の事項を遵守してください。

- 1 いかなる理由があっても傍聴席以外の附属機関の委員席に入らないこと。
- 2 附属機関の会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- 3 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- 4 鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- 5 帽子、外とう、襟巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により附属機関の長の許可を得たときは、この限りでない。
- 6 飲食又は喫煙をしないこと。
- 7 みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- 8 会議の会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。
- 9 傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に附属機関の長の許可を得た者は、この限りでない。
- 10 附属機関の会議を非公開とする議決があったときは、速やかに退場しなければならない。
- 11 すべて係員の指示に従わなければならない。

様式第2号

期日 _____

受付番号 _____

傍 聴 申 込 書

附属機関名 : _____

傍聴者氏名 : _____

傍聴者住所 : _____



区協議会の開催日程（1月）について

このことについて、次のとおり区協議会が開催されますのでお知らせします。

協議会名	回数	日時	場所	会議内容(予定)	傍聴定員	問合せ先
中区協議会	—	—	—	—	—	中区役所 区振興課 TEL:457-2210
東区協議会	第10回	1月23日 (月) 13:30～	東区役所 3階 31・32会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・(協議)浜松市東部保健福祉センターの開館時間の変更について ・(協議)平成28年度地域力向上事業の中間評価について ・(協議)東区協議会の会議の公開等に関する要綱の改正について ・地域課題について ・その他 	10人程度 (先着順)	東区役所 区振興課 TEL:424-0115
西区協議会	第10回	1月25日 (水) 13:30～	西区役所 3階 大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・(答申)浜松市立西山園及び浜松市立入野園の廃止について ・地域課題について ・その他 	5人程度 (先着順)	西区役所 区振興課 TEL:597-1112
南区協議会	第10回	1月25日 (水) 13:30～	南区役所 3階 大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・(協議)浜松市東部保健福祉センターの開館時間の変更について ・(協議)平成28年度南区地域力向上事業の提案について ・地域課題について ・その他 	10人 (先着順)	南区役所 区振興課 TEL:425-1120
北区協議会	第10回	1月26日 (木) 15:30～	北区役所 3階 31・32会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・地域課題について ・その他 	5人程度 (先着順)	北区役所 区振興課 TEL:523-1168
浜北区協議会	第9回	1月26日 (木) 13:30～	浜北区役所 (なゆた・浜北内) 大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・(協議)浜松市浜北保健センターの開館時間の変更について ・地域課題について ・その他 	10人 (先着順)	浜北区役所 区振興課 TEL:585-1141
天竜区協議会	第10回	1月25日 (水) 14:00～	天竜区役所 2階 21・22会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・(協議)天竜区の消防分団の組織統合について ・(協議)平成28年度天竜区地域力向上事業の提案について ・地域課題について ・その他 	5人程度 (先着順)	天竜区役所 区振興課 TEL:922-0013

* 中区の開催はありません。

市民部 市民協働・地域政策課 担当：松下
TEL 457-2094